

藤原宇合「棗賦」と素材源としての

類書の利用について

——上代漢文創作の一つのパターン——

松 浦 友 久

中国古典——とくに文学のジャンルにおいて、「詩」とともに最も重要な地位を占めるものは「賦」であろう。「楚辭」に始まる賦形式の作品は、後漢末まではむしろ文学の主流であると考えられ、六朝から唐代におよんでも、「詩賦」の言葉の示すように、韻文における中心的な存在であった。こうした「賦」が、わが国の上代において、どのような形で享受され再生産されていたかという問題は、「懷風藻」に始まる「詩」の歴史とはまた別の興味をわれわれに惹き起こす。

上代漢文学におけるもう一つの興味ある問題は、それぞれの作品が、表現の素材を何に求めているかという点である。四書五経や「史記」「漢書」等、有力な先行作品に見える辞句と類似の表現がわが国にある場合、原典をそのまま素材としたという本来的な態度のほかに、上代人がもっとも直接に依拠したテクストとして、「北堂書鈔」「芸文類聚」「初学記」等の、「類書」の存在を指摘する立場がある。これは近年になって次第に注目さ

れるようになった主張であるが、その文献的資料の豊富さにおいて、「上代漢文学の素材源」というものに対する考え方を大きく変えさせる力をもっている。

この二つの問題点——賦系作品の享受再生と「類書」の利用——の接点に立つものが、藤原宇合(694?~737)の「棗賦」(経国集・卷一)である。この作品は、わが国現存最古の「賦」であると同時に、「芸文類聚」を中心とする類書利用の所産である。上代の類書の中には、今日すでに散佚したものも多く、その正確な状態は必ずしも明らかでない。しかし現存の資料を活用することによって、「棗賦」がどのような背景から生まれて来たかという一つの創作の型を知ることが可能である。ここではさらに、これを基礎として、「棗賦」の韻文的構成および「初学記」の渡来の問題を考え、また「棗賦」はいつごろ作られたとみるのが——少なくとも現存の資料に依る限り——妥当であるかという仮説も提出してみたい。

「経国集」巻一には、嵯峨天皇の「春江賦」をはじめとする十七篇の賦を取める。これはおそらく、上代の賦の、代表的作品の編集という意図に依るものであらう。そのうち、最初の作品という点で注意を引くのは藤原宇合「棗賦」である。賦としての最初の作品ということの意味は、それだけでははっきりしない点もあるが、中国古典における賦の歴史的地位や、わが国（現存）最古の詩の製作時期（七世紀後半、近江朝、大友皇子、672）との比較によつて、この作品の持つ比重が明らかになってくる。すなわちわが国における最古の賦は、詩よりも約半世紀遅れた八世紀の前半、ほぼ聖武天皇の時代に作られているわけである。

「棗賦」という作品には、どのような背景が考えられるであらうか。前後二百字ほどの本文は、賦としては決して長いものではない。棗が植物として勝れた性質を持つものであること、それがアトラクティブな姿で人をとらえることなどを、西王母・周成王・石虎・東方朔等、過剰なほどの故事を用いて詠んでいる。こうした点からみれば、「棗賦」は、「毛詩」の「桃夭」や「楚辞」の「橘頌」以来の、いわゆる嘉樹頌賛の系賦に連なるものであることは明らかであらう。ここで、なぜ棗が「嘉樹」の中に加えられるようになったかということが問題になる。「初学記」巻二十八「棗・第五」の部には次のように言う。

本草曰、凡棗、九月採、日乾、補中益氣、久服神仙、

晉傅玄棗賦、有蓬萊之嘉樹、植神州之膏壤、……全生益

氣、服之如神、

これは、棗をたべることによつて心身を壮健にし、ついには神仙にもなりうるという神仙説の反映であり、戦国末以来の伝承の中で次第に一般化しつつあった養生神仙の思想が、その実現手段の一つとして棗をとり入れたことを示している。養生説と棗との結合を示す資料はこれだけではない。「初学記」(77)に先立つ「芸文類聚」(唐高祖武徳七年624)棗の部にも、

劉根別傳曰、今年春、當有病、可服棗核中仁二七枚、能常服之、百邪不復干也、

神異經曰、北方荒中、有棗林焉……子長六七寸、圍過其長、熟赤如朱、乾之不縮、……食之、可以安軀益氣力、

といった記録がみえる。棗そのものに関する言及は、「詩經」や、下つて、「礼記」「周礼」「儀礼」等にも見られるが、ここでは、まだ、はっきりした養生延命の素材として扱われてはいない。先に挙げた類書所引の各書物の所説よりも、文献的信憑性において時代の先行する資料としては、「後漢書」方術列伝(第七十)王真の条に見える

孟節、能含棗核、不食、可至五年十年、

を挙げることができる。これは、郝孟節なる方術の士が、棗の核を口に含むことによつて五年も十年も食物をとらないでいることができた——という伝説の記録であり、ここには、棗が方術の士を媒介として、養生神仙の思想と結合する形がはっきりと現われている。ただ、民俗学的な立場から言えば、桃や棗を生命力と結びつけることは、かなり普遍的なケースであると考えられ、それが

延命長寿の思想と結合する要素は、本来、棗自体に存在していると言えらるであろう。

こうした考え方がいつごろ日本に伝わったかは明らかでないが、少くともそれが流布したのは、この種の記事を多載する類書が渡来してからであろうと想像される。「万葉集」卷十六には、

玉掃刈り來鎌磨室の木と棗が本をかき掃かむため(三八三〇)

梨棗黍に粟嗣ぎ延ふ田葛の後も蓬はむと葵花咲く(三八三四)

という形で棗が詠まれている。しかしこれは、棗の性質に対して特に注目するといったものではない。大体、わが国においては、棗そのものが中国におけるほど一般的な植物ではない。文献に残された例も少数であるし、⁽³⁾ 日常的な伝承においてもあまりその例をみない。このことは、宇合が「棗賦」を作ったのが、文芸的にも風俗的にも、純粹に中国的な要素に触発された結果であることを示している。換言すれば、宇合は、当時のこうした「読書人的知識」を背景として「棗賦」を試みたのだと言えらるであろう。

二

こうした背景から生まれて来た「棗賦」は、当然の結果として、その構成も内容も、純粹に中国的な立場に立とうとする。中国古典文学の、最もオノドックスな韻文としての「賦」という意味において、この作品は、対偶形式や平仄押韻の面でのような形態をとっているであろうか。

「棗賦」の全文を、対句構成と押韻様式に重点をおいて整理すると次のようになる。

一天之下。

八極之中(四字单对)

園池綿邈(棗句)

林麓斗茸(〃)

奇木殊名而萬品(〃)

神草分區以千叢(七字单对)

持西母之玉棗(長句)

麗成王之圭桐(六字单对)

何則(傍句—転換句)

卜深居而榮紫禁(〃)

移盤根以茂彤庭(七字单对)

浪地養之淳渥(長句)

粟天生之異靈(以下これに準ず)

依金闕而播影

隨玉管而流形

固本枝於百卉

植聲響於千齡

上平一東(広韻)

上平二冬(平水韻)

上平三鍾(広韻)

上平一東(平水韻)

上平一東(広韻)

下平五青(平水韻)

下平九青(広韻)

通押

爾其(傍句)

秋實抱丹心而泛色。

春花含素質而飛聲。

朝承周雨漢露。

夕犯許月陳星。

當晚節而愈美。

帶涼風以莫零。

石虎瞻而類角。

李老翫而比瓶。

投海傳繆公之遠慮。

在篋開方朔之幽襟。

雞心釣名洛浦。

牛頭味稱華林。

斯誠(傍句)

皇恩廣被草木。

聖化實及豚魚。

何必(傍句)

秦松授乎封賞。

周桑載乎經書。

賦における内容の転換は、いわゆる四六駢文の場合と同様に、

〃〃

〃〃

〃〃

〃〃

〔下平上侵(平水韻)〕

〃〃

〔上平九魚(広韻)〕
〔上平六魚(平水韻)〕

〃〃

ふつう「傍句」と呼ばれる、一種の転換句によって行なわれる。したがってこの本文においても、「何則」「爾其」「斯誠」「何必」の四カ所それぞれ意味が変化している。しかし、二番目の「爾其」と最後の「何必」は、前の部分の繰り返しであって、あまり大きな内容の転換は見られない。この点は押韻の面にも関係しており、「何則」「斯誠」の場合のような「換韻」が行なわれていない。韻文においては、韻の変る部分で意味も変るのが普通である。本文に印で示した四つの換韻の箇所(傍句とは必ずしも一致しない)には、それぞれ何等かの意味での変化がある。この意味から言って、換韻と傍句とが一致した「何則」と「斯誠」の箇所でも大きな内容上の転換が行なわれているのは当然であり、換韻なり傍句なりが単独で用いられている部分は、いわば下位分類としての転換であると言うことができよう。「爾其」本文の内容がこの原則に適合していることは、作者字合が、かなり意識的に駢文的韻文——鈴木虎雄博士の言われる「駢賦」(賦史大要)を試みた結果にほかならない。

四つの傍句を除いてすべてが対句で構成され、「発句」(夫・伏惟など)や「送句」(者也・而已など)或いは独立句等が全く用いられていないことは、対偶表現に重点をおく駢賦として、かなり純度の高いものであることを示す。もともと、駢文対偶の花形とも言うべき、四字六字を中心とした「隔対」は全く用いられていない。これは別の機会に触れたように、わが国の賦における四六の隔対は、「経国集」系の駢賦にはほとんど用いられず、「本朝文粹」系の律賦になってから多用される——という背景を持つか

靈 (ling) 形 (xing) 零 (ling) 瓶 (ping) と馨 (xing) 星 (xing) のように(現代音の表記は便宜上、漢語併音字母による)陽平(第二声)と陰平(第一声)とに別かれるが、中古期には、まだこの区別はなく、八字とも同一声調の平声であった。これらの韻字は、いずれも「経」(丁・刑)類の韻母をとつてゐるため、共通韻母は「[eng]」となる。「周」(董)類の韻母「[weng]」はとらない。「青韻」は、今体以外では「庚・青・蒸」の通押も可能であるが、ここでは一韻で通している。「襟・林」は「下平二十一侵」(十二侵)で韻母は「[iem]」。最後の「魚・書」は、「上平九魚」(六魚)「[iwō]」を韻母とする。

こうしてみると、「棗賦」は、全体として東[ung/iung] (鍾 [iwong]) 青 [ieng] 侵 [iem] 魚 [iwō] を韻字とし、陽声韻 (鼻音で終るもの) 三種、陰声韻 (母音で終るもの) 一種、の韻脚を持つことになるであろう。

一般的に言つて、中国の古典文学においては、韻文の占める比重がかなり大きい。それは、つまるところ中国人が韻文的表現を好んだというこの結果にはかならないが、同時に、一字一音節の構造を持ち高低アクセントを特色とする中国語の性格が、韻文を構成するのにきわめて便利だったという事実によつてゐる。この特性を生かすことによつて、彼らは、五言七言、四六駢儷といった音数律や、平韻仄韻から四声八病に到る音位律の諸問題を、韻文によるリズム感や美感の表現と結びつけて展開していくことができたのだと言えよう。記紀歌謡や短歌長歌旋頭歌などによつて、すでに韻文による文学表現の興味に目覚めていた上代文人が、

日本語では構成することのできない緊密かつ複雑な韻文様式を「賦」に求めたのも、「賦」が「詩」とともに、こうした孤立語としての中国語の特性を最も効果的に發揮する文体だったからだとすることが出来る。

三

「棗賦」の素材源は、「芸文類聚」と「初学記」に求めることができる。個々の出典を列挙すれば次のようになる。¹⁰⁾

※持西母之玉棗⁽¹⁾

○七月七日、西王母當下、帝設玉門之棗漢武内傳▽ (芸文)

「棗」

○尹喜共老子西遊、省太真王母、共食玉門之棗、其實如瓶尹喜内傳▽ (芸文・初学「棗」)

○上林苑有弱枝棗、西王母棗、棠棗、玉門棗……西京雜記▽

(賦可均・陸心 初学記「棗」)
(源所採宋本 (1)(2))

※麗成王之主桐

○成王與唐叔虞燕居、援桐葉以翫、以告曰、以此封汝、虞喜

以告周公、周公請封虞、王曰、余與虞戲(耳) (周公) 曰、

臣聞之、天子無戲言、於是、遂封叔虞於晉呂氏春秋▽ (芸

文「桐」)

※秋實抱丹心

○丹心美實陳後主・棗賦▽ (初学記「棗」)

※石虎膽而類角

○石季龍園中、有羊角棗、三子一尺鄴中記▽ (芸文・初学

〔稗〕

※李老飯而比瓶

○尹喜共老子西遊、省太眞王母、共食玉門之棗、其實如瓶入尹喜內傳▽(既出)

※投海傳繆公之遠慮

○晏子曰、昔者、秦繆公、乘龍理天下、以黃布裹蒸棗、至海投其布、故水赤、蒸棗、故華而不實……入晏子▽(芸文「棗」)
※在陸開方朔之幽襟

○武帝時、上林獻棗、上以杖擊未央前殿檻、呼朔曰、叱來叱來、先生知此篋中何物、朔曰、上林獻棗四十九枚、上曰、何以知之、朔曰、呼朔者上也、以杖擊檻、兩木林也、曰朔來朔來者棗也、叱叱者四十九、上大笑、賜帛十疋入東方朔傳▽(芸文「棗」)

※鷄心釣名洛浦、牛頭味稱華林

○棗有、狗牙、雞心、牛頭、羊角、獼猴、細腰之名入都中記▽(初學記「棗」)

○風搖羊角樹、日映雞心枝入梁簡文帝・賦詠棗▽(芸文・初學記「棗」)

○華林園棗六十二株、王母棗十四株入晋百閣名▽(芸文「棗」)
※秦松授乎封賞

○秦始皇、上封太山、逢疾風暴雨、賴得松樹、因復其道、封爲大夫松也入漢官儀▽(芸文「松」)

※周秦載乎經書

○白虎通曰、……成王之時、有三苗貫桑而生、同爲一穗、大幾

盈車、長幾充箱、民有得而上之者、成王召周公而問之、曰、三苗爲一穗、意天下其和爲一乎、後、果有越裳氏、重譯而來矣(芸文「祥瑞」)

○昔在周公……勳相成王、踐阼理政、日吳不食、坐而待旦、德化宣流、越裳來貢、嘉禾貫桑入爾雅序▽

このように、具体的に「棗賦」と類書を対照してみると、一篇を通じて「芸文類聚」および「芸文類聚」「初學記」共通の記事が最も多く、素材源の中心は「芸文類聚」(百卷)にあったことがわかる。もともとこれは、「棗賦」だけの傾向ではなく、弘仁期を含めて、上代の類書利用全般について言えることである。「俾夫覽者易爲功、作者資其用、可以折衷今古、憲章墳典」(序)を意図した「芸文類聚」は、中国だけでなく、上代日本においてこそ最もその機能を發揮したと言えるかもしれない。一般的にみて、「修文殿御覽」「北堂書鈔」「初學記」等、類書はいずれもこうした性格を持っている。なかでも「芸文類聚」はその名称の示すごとく「文芸百科辞典」的色彩の濃いものである。「日本書紀」のような史書にさえ漢文的裝飾を縦横に配置した上代文人にとって、詩賦類の創作における「芸文類聚」の存在がいかに重要なものであったかは想像に難くない。それはともあれ、「棗賦」は、わが国に残る最古の「賦」であると同時に、こうした典型的な類書利用の所産だと言えるわけである。このことはまた逆に、漢文創作における類書の利用という基本的な型が、最初の賦にはつきり表われているという意味からも注目し得る。

ところで、最初の作品としての「棗賦」は、詳しくはいづころ作られたものであろうか。ここに一つの注目すべき記録がある。

「続日本紀」神龜三年(776)九月十五日の条に「内裏生玉來、勅令朝野道俗等、作玉來詩賦」とあり、二十七日には「文人一百十二人、上玉來詩賦、隨其等第、賜祿有差……」とある。この「玉來」が何を指すかについては、「続日本紀考証」以来さまざまな説が出されているが、小島憲之博士は「玉來」と解釈することができ、
「玉來」と「棗」とは、文字の上では極めて近似しており、この可能性は否定できない。もしこれが「玉來」の誤写であるとするなら、一歩すすめて、宇合の作品はこのとき作られたのではないかと推測が成りたつ。

「經国集」目録には「從三位勳二等行式部卿藤原朝臣宇合」と記している。彼がこの地位にいたのは神龜二年(775)閏正月であり、天平六年(734)正月正三位、天平九年(737)八月、正三位で没している(続日本紀)。したがって、目録に記す「從三位」の期間(725~734)は「玉來」の記事(776)と重なっている。しかも宇合の作品は、「卜深居而榮、榮、移盤根以茂、形庭」「依金闕而播彩」「斯誠皇恩、廣被草木」という表現によって、宮中の棗を詠んだものであることはほぼ間違いない。その上「持西母之玉來」という表現まであるところからみれば「内裏生玉來」は、ほとんど「玉來」であると断言してよいようにも思われる。

しかしこの推定には、多少問題があると言わねばならない。それはまず「生玉來」の「生」に關してである。むろん、多くの意味を持つ「生」には、「なる」の訓もある。しかしこれはいわゆ

る国訓で、果実等が結実する意味には使われない。文言としてのこのような場合には「実」または「結」(やや口語的用法)が普通であつて、もし「玉來の実がなった」のなら「実玉來」または「結玉來」「玉來結子」といった表現がなされるべきであらう(花落實結。八傳玄・桃賦。有桃樹千園……萬歲一實。八西京雜記。山梨結。小紅人杜甫・雨晴。他)。また仮りに「玉來の樹があつて」という意味だとすれば「内裏有玉來」の形をとるのが普通であらう(王吉少時學問居長安、其東家有棗樹。八漢書。上林有雙梅紫梅。八芸文・梅。他)。同時に、「棗」の持つ仙力や靈力に対する認識にしても、「桃」に關するものほど強力かつ普及したものではない。それはわが国においても、「桃」に關する靈力の記録はあつても(古事記。八上卷。日本書紀。「棗」に關する類似の例のないことに明らかである。また「棗」程度の仙力は、類書の例に見られるごとく、「蒲萄」にも「梅」や「杏」「梨」等にも、一般的に認められており、とくに棗だけが珍重されるといった状態ではない。

このような諸点からみて、「棗」の、それも、苗が双葉のようなものが宮中に「生」じたとしても、それが「勅令朝野道俗等、作玉來詩賦」というほどの特筆すべき祥瑞であるとは、まことに考え難いのである。むろん、宇合の「棗賦」が、その内容からみて、内裏の棗を頌讚したものであらうことは想像される。しかしそれをこの記録と結びつけるのにはやや無理があり、やはり「玉來」「玉英」「玉芝」といった典型的な嘉草の類を設定してのことであらうと思われる。むしろ「棗賦」は、こうした、祥瑞を詩賦に詠むという慣習を背景として、別の機会に作られたと見るのが

自然であらう。

次に、「従三位勳二等行式部卿」と記す「経国集」の目録についてである。「経国集」の目録自体には、「万葉集」などと異なり、後人の附加という疑問はあまり持たれていない。ただ問題は、そこに記された官職が、そのまま作品の製作時期とつながるかどうかということである。

目録に記すその他の作者の場合をみると、「経国集」編纂時に生存した作者は、いずれも編纂当時の官職で記されており（仲雄王・菅原清公・良岑安世・和氣真綱・和氣仲世等）、その作品を作った時限とは必ずしも結びつかない。また故人の場合は、宇合の例を除いて、みな没年時の、いわゆる極官を記している。「大納言贈従二位石上朝臣宅嗣」「播磨守贈正四位下賀陽朝臣豊年」（巻一）「従四位下守刑部卿兼因幡守宇合三等淡海真人三船」（巻十）等、いずれもその例で、それが製作年代と結びつき得ないことは、彼等の官位が「贈……」という形で、没後に贈られたものであることよって明らかである。このことは、「経国集」編纂の直前に没した藤原冬嗣（天長三年没、贈正一位）についても同様である。こうした点から考えてみると、宇合の場合のみがこの原則から外れる必然性はほとんど無いはずであって、「従三位勳二等行式部卿」の問題に関しては、何らかの意味における編者の誤りとも考えられ（「経国集」編者の依つた資料が、宇合に関しては、たまたま天平六年以前のものであつた。）、一概に製作時期を示す材料としては扱えないわけである。

第三に、すでに出典の項で示したごとく、少数ではあるが「初学記」にしか見えない語句のあることである（「丹心美実」「牛頭

味称華林」）。「初学記」の編纂は開元十五年（唐金要727）五月一日（卷三十六）であり、「玉來」の記事に遅れること一年である。また一つのポイントとして、現存の資料によるかぎり、「棗賦」という形式は「初学記」によって初めて紹介されている（晉傅玄「棗賦」・陳後主「棗賦」という事実がある。「北堂書鈔」には「棗」の項そのものがなく、「芸文類聚」には「棗啓」や「棗詩」はあっても「棗賦」はない。この二つの点から言えば、宇合の「棗賦」は、「初学記」の渡来以後の作とみるのが自然であらう。もっともこの点に関しては、現存資料以外の類書——たとえば「修文殿御覽」などによって、「棗賦」も「丹心」「牛頭」もすでに紹介されていたかも知れないということが言える（現存「修文殿御覽」「萬部」には「鴻賦」の例がある。）。しかし仮説だけに立脚して推論を重ねるのが危険である以上、やや資料に量的な不足はあっても、現在のところ「初学記」渡来後の作とする立場に依らざるを得ない。

「初学記」の奏上された開元十五年（727）は、宇合の没した天平九年（737）に先立つこと十年である。この間にあって「初学記」はいつ日本に伝えられたか。私はこれを、天平七年三月十日の遣唐使帰朝（続日本紀）によるものと考えたい。この時の入唐大使は多治比広成である。彼らは二年前の天平五年四月に中国に向っている。ここで注目すべき点は、帰途の一行に、留学生吉備真備および留学僧玄奘が加わっていることである。「続日本紀」および「公卿補任」等の伝によれば、二人は、ともに靈龜二年（716）の入唐であり、栄光に満ちた二十年の留学を終え、帰途に

当つては、それぞれ多くの書籍をもたらししている。とくに真備は注目すべきで、「続日本紀」天平七年四月二十六日の条には、

入唐留學生從八位下道朝臣真備、獻唐禮一百三十卷、太衍曆經一卷、太衍曆立成十二卷……樂書要錄十卷……

という。正史に記されたものだけでもかなりの量であるが、むしろ、これ以外にもおびただしい漢籍が渡来したのである。これは、「続日本紀考証」以来説かれるとおりである。近年、太田晶二郎教授は、とくにこの折の真備の漢籍將來に注目され、①それが上代漢籍史における劃期的な質と量であったこと、②真備は外典、玄防は内典の將來を使命の一つとしていたように思われること、③「旧唐書」(列伝第百四十)「開元初、又遣使來朝……所得錫賚、盡市文籍、泛海而還」の記録に相当するものは真備だと見るべきこと、などを述べられた。このような立場にあった真備が、当時の中国における勅撰百科辞書とも言うべき「初学記」に無関心であったとは、よほど特殊な事情の無い限り考えられない。やはり「初学記」は、このとき真備の集めた龐大な漢籍のうちに含まれていたと見るべきであろう。

この立場に立つとすれば、わが国における現存最古の賦としての「棗賦」は、天平七年(735)四月から九年(737)八月に至る約二年間に作られたものと推定できる。宇合は、靈龜二年(716)八月から養老二年(718)十二月まで、遣唐副使(23才)として中国に渡っている。真備(22才)も玄防も、彼とともに海を越えた年少の秀才であった。二十年の歳月をへだてて友人と再会した宇合が、当代一流の文人政治家として、彼らの將來した盛唐の新資料

「初学記」を活用したことは、きわめて自然なコースとして理解されよう。またそこに収められた「棗賦」の形式に興味をひかれ、従来の基本テクスト「芸文類聚」の素材に併せて「自らの棗賦」を試みたということも、創作心理の自然な発展と言えるのではなからうか。そうだとすれば、この作品は、「初学記」を手にしてから半年以内、長くとも一年以内の、天平八年春までには完成されていたのではないかと考えられる。素材源としての「類書」の渡来がそのまま創作の動機に結びついた例であろう。

このように、「棗賦」創作の過程をいくつかの事実についてたどってみると、文学の海外交渉という点での興味として——本来媒体(les intermédiaires)であるべき類書が、周囲の諸条件によって、なかに発動体(l'émetteur)としての意味を持ちつつ、受容体(Le recepneur)宇合に作用するという、一種の、比較文学上の特殊な型が見出される。そして、その特殊ケースがむしろ創作上の実態なり本流なりであったところに、上代漢文の「地方性」というものが端的に示されていると言えるのではなからうか。

註1 武徳七年九月十七日、給事中歐陽詢、奉勅撰芸文類聚成、上之、(唐会要三三六・修撰)

2 八月剗棗、 \wedge 伝 \vee 剗擊也、 \wedge 疏 \vee 棗須就樹擊之、所以剗為擊也(詩經、幽風、七月)。婦人之擊、根椽脯脩棗栗、 \wedge 注 \vee 婦人無外事、見以產物也(礼記、曲礼下)。食棗桃李、弗致于核、 \wedge 注 \vee 恭也、 \wedge 疏 \vee 謂懷核不置於地也(礼記、玉藻)。籩人掌四籩之實、饋食之籩、其實棗栗桃乾榛

榛実(周礼、天官)。自反阿蓬粟栗、設于会南……(儀礼、土虞礼)。等々。

3 「古事記」「日本書紀」「続日本紀」等にもその例はみえず、三代実録仁和三年二月九日の条に「信濃国、例貢、梨子大爾與桃子雉腊、別貢、梨子大爾等……」といった記録がある程度である。

4 底本(群書類従本)「神葉」、内閣文庫慶長御写本により「神草」とする。

5 底本「襟」、慶長本により改める。

6 八上代日本漢文学における賦の系列——「経国集」巻一を中心に——V日本中国学会第十三回大会発表およびその要旨(日本中国学会報、第十四集)

7 「支那文学考」(児島献吉郎著)「駢文史序説」(鈴木虎雄著)等。

8 「棗賦」には、「本朝文粹」系の賦にみられるような韻字の制限がない。これが「経国集」系駢賦の特色の一つであることは前掲の拙稿で述べた。

9 同時に、こうした和文系韻文に与えた(或いは与えつつあった)中国韻文の、構造上の影響も考えられなくてはならないと思われる。

10 「芸文類聚」は「四部集要」本、「初学記」は中華書局本(古香齋本を底本とし安国本宋本等に)による。

11 内野熊一郎博士は、(1)(2)(3)を「伏生大伝」からの引用とされるが八日本古代経書学の研究V(東京教育大文学部

紀要II)、その他の出典の例に照らして「芸文類聚」からの引用とみるべきであらう。なお「成王之圭桐」と「秦松授乎封賞」に関しては、小島憲之博士「上代日本文学与中国文学」下(未刊)によって教示をうけた。

12 「本草曰、^{蒲萄}蒲萄益氣強志、令人肥健少飢、延年輕身」「本草、梅核能益氣不飢」「東海都尉、于台献杏一株……云是仙人所食者」「神異經曰、東方有高樹……名曰梨……食之地仙、可入水火」(いずれも「芸文類聚」当該部より引く)。

13 八吉備真備の漢籍将来V「かがみ」創刊号(大本急文庫刊)。

14 「樓風藻」に六首。「万葉集」に短歌六首。また「常陸風土記」の編者に擬せられ、「日本詩紀」(国書刊行会本)詩家書目には「藤原宇合集二卷」と記している。

村井 順著「源氏物語論」上

村井博士には戦前に「源氏物語評論」(明治書院刊)の著があるが、これはその研究態度において共通しながら前著を発展的に吸収した新稿であり、しかも印刷が進行中の下巻の刊行とあいまって、巻別評論が源氏全編にわたって完成するはずの大著である。購入希望の向きは次の発行所まで便宜な方法で申込まれたい。

名古屋市千種区丘上町一丁目三 中部日本教育文化会
(振替名古屋六〇五九番) 上巻定価二五〇〇円・下巻未定